

111 コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第33条第1項に定める公益財団法人サントリー生命科学財団の執行組織（以下「本財団」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって本財団の社会的信頼性および業務運営の公平・公正性の確保に資することを目的とし、同時に公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく本財団におけるコンプライアンスの遵守を目的とする通報者の保護、コンプライアンスの遵守を目的とする通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、本財団の役員および職員（派遣契約その他契約に基づき本財団の業務に従事する者を含む。以下「役職員」という。）が業務遂行において法令および本財団の倫理綱領、規則ならびに規程等を遵守し、高い倫理観に基づき良識ある行動を行うことをいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、本財団におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、本財団の理念ならびに目的に基づき、公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第4条 本財団の業務において管理または指導する立場にある者は、自己の管理または指導する部門・部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

第2章 管理体制

(コンプライアンス委員会)

第5条 本財団におけるコンプライアンス体制の推進を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第6条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とし、理事長の承認を得て実施する。

- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針ならびに倫理綱領の策定を行い、これを理事会に上程し、理事会にて決定する。
- (2) コンプライアンスに係る啓発および教育研修
- (3) コンプライアンスに反する事案の調査および再発防止策の策定と実施
- (4) リスク管理に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進およびリスク管理に関する必要な事項

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、委員は理事長が任命する。

- (1) 理事長
- (2) 業務執行理事
- (3) 理事長が必要と認めた職員 若干名
- (4) 理事長が必要と認めた外部学識経験者 若干名

(委員長)

第8条 委員会の委員長は理事長、副委員長は事務局長が務める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(議事)

- 第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員長が必要と認めたときは、本財団の監事ならびに委員以外の者を出席させることができる。

(任期)

- 第10条 第7条第1項第3号および第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(リスク管理)

- 第11条 委員会は、本財団におけるリスク管理としてリスクの事前評価、予防およびリスクが現実化した場合の緊急時およびその後の対応をあらかじめ検討し、本財団の役職者全体でリスクを軽減化する取り組みを推進し、本財団に対する社会的信頼性を保持するよう努めなければならない。
- 2 委員会は、各部署の協力のもとにリスク管理マニュアルを策定し、定期的に見直しを行うものとし、各部局・部署はこれに協力しなければならない。

第3章 通報対応体制等

(コンプライアンス通報)

- 第12条 コンプライアンスに関する通報は、法令および本財団の規則・規程等に違反し、または違反するおそれのある行為あるいは財団等の社会的信頼を失わせ、または失わせるおそれのある行為がある場合に、これを発見した役職員が行うことができる。
- 2 通報の方法、窓口、及び対応の流れは、別紙1 「コンプライアンス通報窓口と対応の流れ」に記載するものとする。
 - 3 他人の誹謗中傷その他不正な目的の通報や通報に関する相談、および虚偽の通報や相談等の本規程第1条に定める目的外の不正な通報を行ってはならない。

(通報窓口)

- 第13条 本財団におけるコンプライアンスに関する通報および相談に対応するため、財団内部窓口を本財団事務局内（コンプライアンス事務チーム）に、外部窓口を別紙1 「コンプライアンス通報窓口と対応の流れ」に記載の委嘱先に置く。
- 2 前項に定める外部窓口は、理事長が委嘱する。

(通報対応体制)

- 第14条
- 1 コンプライアンス通報、相談の受領およびそれらへの迅速な対応を目的として、本財団事務局内にコンプライアンス事務チームを設置する。
 - 2 コンプライアンス事務チームのチーム責任者（以下 チーム責任者という）ならびにその構成員（女性を含む）は理事長が任命する。

(通報対応体制の周知)

- 第15条 チーム責任者は、通報窓口、コンプライアンス通報及びコンプライアンス通報に関する相談の方法その他必要な事項を役職員に周知する。

(通報の受付等)

- 第16条 通報窓口において、コンプライアンス通報を受けたときは、速やかに当該コンプライアンス通報を受領した旨を当該通報者に通知する。
- 2 本財団の役員又は通報窓口の職員以外の本財団の職員が、コンプライアンス通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該通報者に対し通報窓口コンプライアンス通報するように助言しなければならない。

(コンプライアンス通報への対応)

- 第17条 チーム責任者はコンプライアンス通報を受け付けた場合、速やかに委員長へ報告するものとする。
- 2 委員長は、必要に応じ、本財団内の関連委員会または部署の長に、通報内容に関する事実確認および当該事案の処理を依頼することができる。
 - 3 委員長は、前号に掲げる事実の確認および事案の処理結果、並びにコンプライアンスに関する財団内の関連委員会または部署等における事案の処理状況等について定期的に報告を受け、委員会に報告するものとする。

(調査部会)

- 第18条 委員長は、コンプライアンス通報の事実関係を調査するため、必要に応じて委員会に調査部会を設置することができる。
- 2 委員長は事案に応じて本財団内および外部から部会長ならびに部会構成員を任命する。ただし事案の当事者および利害関係者はのぞくものとする。
 - 3 調査部会は調査が完了し、委員長に報告後、委員長の指示により解散するものとする。

(緊急対策本部)

- 第19条 理事長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る緊急対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、本部長、副本部長および本部長で構成する。
 - 3 本部長は、理事長または理事長の指名する者をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - 4 副本部長は、理事長が任命し、本部長を補佐する。
 - 5 本部長は、理事長が指名する部署の職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。ただし、事案に応じて外部有識者を充てることできる。
 - 6 対策本部は、危機事象の対処を終えた時、本部長の指示により解散するものとする。

(結果の通知)

- 第20条 当該コンプライアンス通報者に対しては、チーム責任者は調査を終えたとき、もしくは、是正処置を講じたときに当該調査結果を通知するものとする。
- 2 関係行政機関に対しては、理事長は必要に応じて当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(被通報者等への配慮)

- 第21条 チーム責任者は、第20条の規程によりコンプライアンス通報者に通知をするときは、当該通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報窓口の職員等の義務)

- 第22条 コンプライアンス事務チームの職員又は調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口の職員等でなくなった後も、同様とする。

(調査等に係る適用除外)

- 第23条 この章の規程は、調査又は是正措置等の実施に関し他の規程に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第4章 コンプライアンス通報者の保護

(解雇および不利益取扱いの禁止)

- 第24条 コンプライアンス通報又はその通報に関する相談をしたことを理由として、当該コンプライアンス通報又はその通報に関する相談をした者および調査に協力した者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

第5章その他

(実施規程)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会が決定する。ただし別紙1はその限りではない。

附則 この規程は、公益財団法人サントリー生命科学財団の登記の日から施行する。

2022.4.1 改定

別紙 1 コンプライアンス通報窓口と対応の流れ

1. コンプライアンス通報窓口

あなたが行おうとしていること、知りえた事実は、
法律や当財団の行動規範に反していませんか？
家族や公平な第三者に恥じることなく話せますか？
自分が第三者としてそのニュースに接したらどう思いますか？

上記に照らして「何かおかしいな」と感じたら、

まずは上司に相談してください。

上司に相談しにくい、または相談できない場合は**コンプライアンス通報窓口**に相談ください。
あなたのプライバシーは確実に守られますので安心してください。

電話

Eメール

郵便

で受け付けています。面接も可能です。

財団窓口

公益財団法人サントリー生命科学財団 コンプライアンス通報窓口

コンプライアンス事務チーム

〒619-0284 京都府相楽郡精華町精華台8-1-1

TEL: 0774-66-1950

Eメール: comp@sunbor.or.jp

外部窓口

色川法律事務所内 公益財団法人サントリー生命科学財団 コンプライアンス通報窓口

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-18 淀屋橋スクエア 12階

TEL: 06-6203-0012 (受付時間は、月曜日～金曜日の9時～17時です。)

Eメール: helpline@irokawa.gr.jp

中島経営法律事務所内 サントリー・ホットライン窓口

〒100-6024 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 24階

TEL: 03-3502-8762 (受付時間は、平日の9時～17時30分です。)

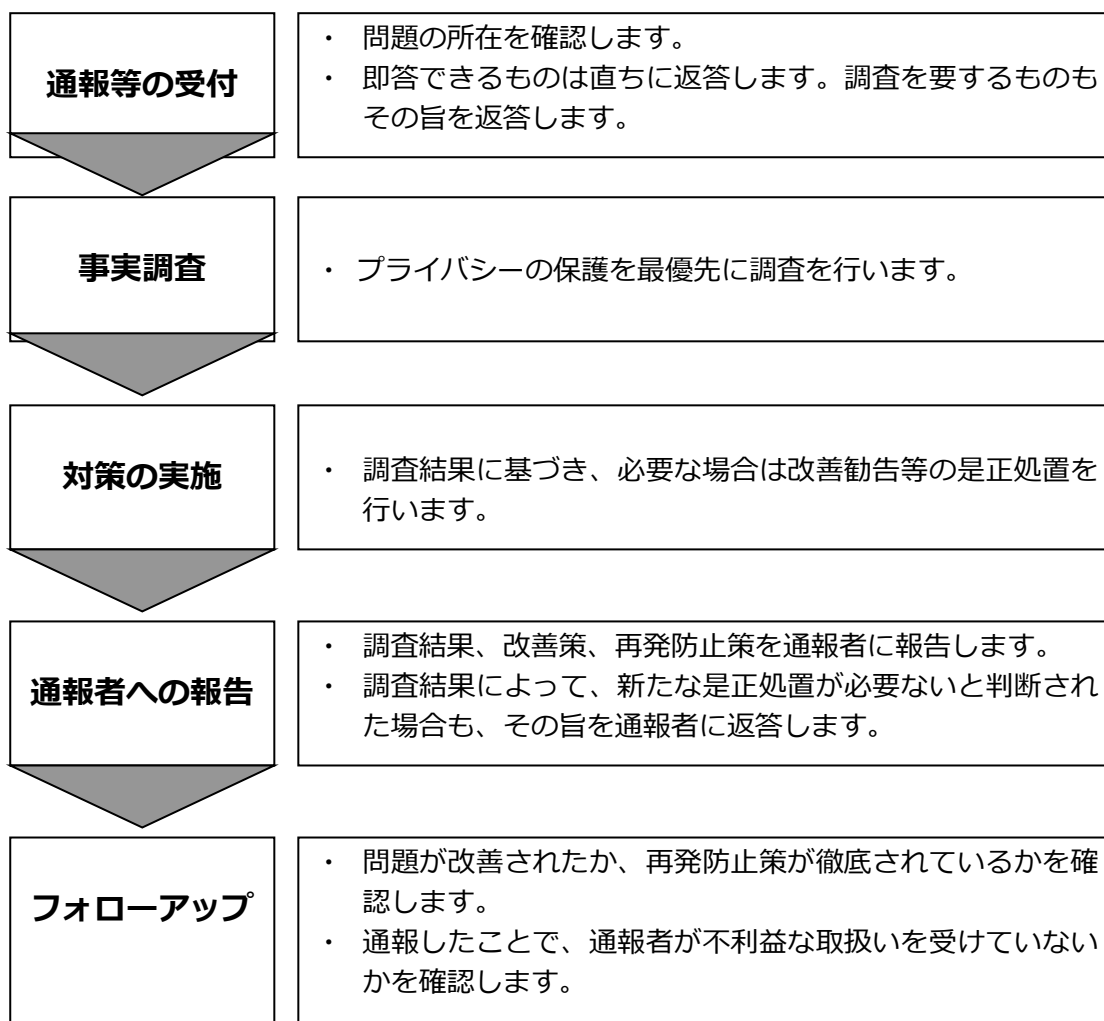
Eメール: sun-comp@ceres.ocn.ne.jp

- * 通報や相談は、実名でお願いします。あなたのプライバシーは確実に守られます。また、通報者に対する不利益な取扱いは、規程により禁止されています。
- * 外部窓口に通報した場合、匿名を希望すれば、財団内通報窓口のほか、いかなる部門にもあなたの氏名は知らされません。
- * 通報内容に関する資料等がある場合には、問題解決を適正かつ早期に行う為、出来るだけ資料の提供をお願いします。
- * 通報窓口で受け付ける内容は、行動規範に違反するものが対象となりますので、誹謗中傷等の個人的問題は遠慮下さい。

* 不明な点は事務局長にお問い合わせ下さい。

2. 対応の流れ

あなたからの通報や相談には、この様に対応します。



あなたの声は
「早期の問題解決の機会を与える貴重な情報」です。

あなたの声が
公益財団法人サントリー生命科学財団を社会から信頼され、
発展し続ける財団にします。